

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団  
令和5年度第3回理事会議事録

1 招集年月日

令和5年11月28日（火曜日）

2 開催日時

令和5年12月18日（月曜日）午後1時00分から午後2時51分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※Web会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 理事総数 9名

出席理事 9名

理事 山岸徳男

理事 藤岡孝志

理事 和氣康太

理事 廣川理恵子※

理事 西田伸一※

理事 佐々木晶道

理事 有賀弘

理事 佐野宏子

理事 林直樹※

(2) 監事総数 2名

出席監事 1名

監事 齊藤一紀※

5 議長

理事長 山岸徳男

6 議事録作成者

理事長 山岸徳男

7 議題

(1) 決議事項

第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団処務規程の一部改正（案）  
について

第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団職員給与規程の一部改正  
（案）について

第3号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等  
及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

- 第4号議案 常勤役員の報酬等の額（案）について
- 第5号議案 令和5年度第三次補正予算（案）について
- 第6号議案 評議員会の招集について

(2) 報告事項

- ア 施設利用実績について
- イ 令和6年度職員採用選考の状況について
- ウ その他事案報告について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事、片瀬学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団処務規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から文書管理システムの導入による事案決定の方式に電子決裁を加える他、文書主任等の職務に文書管理システムに係る役割を加えるなどの改正について説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(2) 第2号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団職員給与規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から給料表及び勤勉手当の改正について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、給料表の昇給幅と処遇改善手当の支給の有無について質問があり、事務局から昇給は都に準じ、基本的には4号級ずつ上がっていく仕組みであること、また、処遇改善手当については全職種に幅広く支給しているとの回答があった。

さらに、出席者から、ホームページ上での処遇モデルの提示の中に処遇改善加算の支給についても加えるとよいのではないかとの意見があった。

質疑応答の後、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(3) 第3号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

第4号議案 常勤役員の報酬等の額（案）について

議長から、第3号議案と第4号議案の決議は関連事項であるため、一括して行うとの説明があり、議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第3号議案及び第4号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(4) 第5号議案 令和5年度第三次補正予算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、経年劣化した設備の更新、施設敷地の舗装工事、消防設備の修繕、植栽の剪定等に伴う補正予算及びその説明資料について説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、落雷被害による空調設備の交換は、火災保険での対応があったかとの質問があり、事務局から、火災保険への加入はしておらず、加入している施設損害保険は対象外で適用されなかったとの回答があった。
- 出席者から、設備の改修工事については、築年数を踏まえた中長期計画や、都外施設のあり方の検討が必要になってくるとの意見があり、事務局から、都外施設のあり方については、東京都内の一時保護所の逼迫状況などを踏まえ、都立施設としてセーフティーネット機能を果たしていく必要がある一方で、施設の小規模化・家庭的養護の視点でグループホーム等を推進していく必要もあり、ご意見も踏まえて検討、都とも調整していきたいとの回答があった。
- 出席者から、補正予算を審議する際に、金額の大きな案件は口頭報告だけでなく、写真、積算根拠、契約方法などを提示した上で審議してはどうかとの意見があり、事務局から、補正予算については必要性の確認・精査を行っているが、審議にあたっては、一定金額以上の案件について、積算根拠等の提示を検討し、対応していきたいとの回答があった。
- 出席者から、金額の大きな案件は、理事会に提示する資料の基準を検討し、審議をする上で提示する資料と、閲覧可能な資料を定めることで、理事が開示を求める際にも活用できるのではないかとの意見があった。

(5) 第6号議案 評議員会の招集について

議長の求めに応じ、事務局から議案書に従い説明があった説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第6号議案に

ついて議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

### (3) 報告事項

山岸理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、佐野業務執行理事から「施設利用実績」について、事務局から「令和6年度職員採用選考の状況」について、及び「その他事案報告」について、それぞれ資料に従い説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

#### <令和6年度職員採用選考の状況について>

- 出席者から、採用者については是非定着して欲しいが、社会福祉の分野によっては、非常に厳しい状況で施設運営・法人運営をやっていることを意識して欲しいとの意見があり、山岸理事長から、定数に見込んでいる職員の中に一定数、産休等の職員もおおり、フルに見込むことができない部分もあるが、人材の育成や効果的活用など、法人として真剣にとらえ考えていきたいとの回答があった。
- 出席者から、外国人材について、在籍法人では複数採用し、働きぶりなどよい評価を受けている。受入れにあたり困難な部分もあるが、事業団としても方向性を検討し、ノウハウや指導体制を整えた上で採用を考えてもよいのではないかとの意見があり、事務局から、制度上、外国人材の採用も可能だが、高いスキルを持った方も多いため、引き続き前向きに検討していきたいとの回答があった。

さらに出席者から、外国人材を特定技能実習生として採用する際に住居と言葉の問題への対応を行うなどのハードルがあった。さらに課題としては、障害者福祉、知的障害者への理解・支援についてのギャップがあるため、充分伝えていかないと対応にずれができてしまう恐れがあるとの意見があった。

#### <その他事案報告について>

- 出席者から、居室以外の廊下にカメラはないかとの質問があり、事務局から、カメラは一部稼働していなかった。保護者へ丁寧に説明を行い、運用を開始したとの回答があった。
- 出席者から、職員の支援上の不安や感情を解消する仕組みの1つとして、見通しのある支援ができれば事象に向き合えるため、職員間での共有と相談できる環境が大事であり、長いスパンで具体的な助言を行うなど継続的な支援が必要であるとの意見があった。

さらに、出席者から、スーパーバイザーについて、外部の活用だけでなく、職員の中から大学院等で研究し、難しい事案に対応できる人材を育て、事業団の現場に生かし活用していけるとよいとの意見があった。

- 出席者から、事業団に課せられてる社会的役割として、児童福祉や障害福祉分野をリードし、スーパービジョンができる人材を育てることだと思う。大規模法人の中には、業務として大学院等へ送り、人材を育て現場にフィードバックしているケースもあるので、そのようなモデルを事業団で作ってほしいとの意見があった。
- 出席者から、短大卒や無資格者を採用するケースで、人権について学んでいない場合もある。事業団は強度行動障害の重いケースも受ける使命があるため、スーパーバイザー的な職員が複数いれば、大規模法人として強みになるとの意見があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後2時51分に閉会した。